

◇ 夫婦関係調整(離婚)の調停を申し立てる方へ ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

1 手続きの概要(Q&A)

2 申立てできる方

夫妻

3 申立先

相手方の住所地(実際に住んでいる住所)の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。

審理のために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。

(申立書提出の際、□のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

- ☐ 下記の4のに記載の書類
 - ☐ 夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通
 - ☐ 年金分割のための情報通知書 原本1通, 写し2通 ※
 - ・年金分割の割合についての申立てをする場合のみ必要です。
 - ・後日提出されても構いません。
 - ・情報通知書は、発行日から1年以内のものが必要になります。
 - ・情報通知書の請求手続については、年金事務所、各共済組合又は私学事業団の窓口にお問い合わせください。
 - ☐ 収入印紙 1,200円分
 - ☐ 郵便切手 100円×2枚, 82円×8枚, 20円×2枚, 10円×4枚, 5円×2枚^(946円分)

5 申立てする方が、記入して提出する書類

	書 面 の 名 称	
1	申立書 記載例	・裁判所から、申立書の写しを相手方に送付します。 ・知られたくない住所等は「連絡先等の届出書」に記載し、申立書には記載しないでください。
2	連絡先等の届出書 記載例	・安全の確保等の必要から申し出があった場合には、原則的に非開示（住所等の記載された書面を見せたり、コピーさせたりしないようにすること）とします。
3	事情説明書 記載例	・申立てに至った事情などを記載してください。 ・提出した書面は、相手方が見たり（閲覧）、コピー（謄写）をする可能性があります。
4	進行連絡メモ 記載例	・調停の進行に関して、参考にするものです。 ・特別な事情がない限り非開示とします。

6 申立てをする方に読んでおいてほしい書類

1	裁判所に書面を提出される方へ	・ 裁判所に書面を提出する場合の注意書です。
2	情報の非開示を求める場合の取扱いについて	・ 提出する書面に記載されている情報を相手方に対して非開示（見せたり、コピーさせたりしないこと）とすることを求める場合の説明書です。よくお読みください。 ・ 相手方に知られたくない情報が含まれた書面などを裁判所に提出するかどうかは、ご自身で判断してください。
3	調停のしおり	・ 調停の進行についての説明書です。

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

受付印		夫婦関係等調整調停申立書 事件名 ()
		(この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。) (貼った印紙に押印しないでください。)
収入印紙	円	
予納郵便切手	円	

家庭裁判所 御中	申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	印
平成 年 月 日		

添付書類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)	準口頭
	☐ 戸籍謄本(全部事項証明書) (内縁関係に関する申立ての場合は不要) ☐ (年金分割の申立てが含まれている場合) 年金分割のための情報通知書 ☐	

申立人	本籍 (国籍)	(内縁関係に関する申立ての場合は、記入する必要はありません。)	
	住所	都道府県	
	フリガナ氏名	〒 - () 方 大正昭和 年 月 日生 平成 (歳)	
相手方	本籍 (国籍)	(内縁関係に関する申立ての場合は、記入する必要はありません。)	
	住所	都道府県	
	フリガナ氏名	〒 - () 方 大正昭和 年 月 日生 平成 (歳)	
未成年の子	住所	☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他 ()	平成 年 月 日生 (歳)
	フリガナ氏名		(歳)
	住所	☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他 ()	平成 年 月 日生 (歳)
	フリガナ氏名		(歳)
	住所	☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他 ()	平成 年 月 日生 (歳)
	フリガナ氏名		(歳)

(注) 太枠の中だけ記入してください。未成年の子は、付随申立ての(1)、(2)又は(3)を選択したときのみ記入してください。 □の部分は、該当するものにチェックしてください。

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

※ 申立ての趣旨は、当てはまる番号（1 又は 2、付随申立てについては(1)～(7)）を○で囲んでください。

□の部分は、該当するものにチェックしてください。

☆ 付随申立ての(6)を選択したときは、年金分割のための情報通知書の写しをとり、別紙として添付してください（その写しも相手方に送付されます。）。

申 立 て の 趣 旨	
円 満 調 整	関 係 解 消
※	※
1 申立人と相手方間の婚姻関係を円満に調整する。	1 申立人と相手方は離婚する。
2 申立人と相手方間の内縁関係を円満に調整する。	2 申立人と相手方は内縁関係を解消する。
	(付随申立て)
	(1) 未成年の子の親権者を次のように定める。 については父。 については母。
	(2) (□申立人/□相手方)と未成年の子が面会交流する時期、方法などにつき定める。
	(3) (□申立人/□相手方)は、未成年の子の養育費として、1人当たり毎月(□金.....円 / □相当額)を支払う。
	(4) 相手方は、申立人に財産分与として、 (□金.....円 / □相当額)を支払う。
	(5) 相手方は、申立人に慰謝料として、 (□金.....円 / □相当額)を支払う。
	(6) 申立人と相手方との間の別紙年金分割のための情報通知書(☆)記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を、 (□ 0.5 / □ (.....))と定める。
	(7)

申 立 て の 理 由	
同 居 ・ 別 居 の 時 期	
昭和 同居を始めた日... 年 月 日 平成.....	昭和 別居をした日... 年 月 日 平成.....
申 立 て の 動 機	
※当てはまる番号を○で囲み、そのうち最も重要と思うものに◎を付けてください。	
1 性格があわない	2 異 性 関 係
3 暴力をふるう	4 酒を飲みすぎる
5 性的不調和	6 浪 費 す る
7 病 気	8 精神的に虐待する
9 家族をすててかえりみない	10 家族と折合いが悪い
11 同居に応じない	12 生活費を渡さない
13 そ の 他	

記入例 妻から夫に対して離婚の調停を求める場合

申立書を提出する裁判所

作成年月日

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

収入印紙 円 予納郵便切手 円		受付印 	夫婦関係等調整調停申立書 事件名 (離婚)
		(この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください) (貼った印紙に押印しないでください)	

〇〇 家庭裁判所 申立人 御中 (又は法定代理人など) 平成〇〇年〇月〇〇日 の記名押印	甲野 花子
--	-------

添付書類 (審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) ☒ 戸籍謄本(全部事項証明書) (内縁関係に関する申立ての場合は不要) ☒ (年金分割の申立てが含まれている場合) 年金分割のための情報通知書 ☐	準口頭
--	-------------

申立人	本籍 (国籍)	(内縁関係に関する申立ての場合は、記入する必要はありません。) 〇〇 都道府県 〇〇市〇〇町〇番地	
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 () 方	
	フリガナ氏名	カノ ハナコ 甲野 花子	大正 〇〇 年 〇 月 〇 日生 昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日生 平成 () 歳
相手方	本籍 (国籍)	(内縁関係に関する申立ての場合は、記入する必要はありません。) 〇〇 都道府県 〇〇市〇〇町〇番地	
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇アパート〇号室 () 方	
	フリガナ氏名	カノ タロウ 甲野 太郎	大正 〇〇 年 〇 月 〇 日生 昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日生 平成 () 歳
未成年の子	住所	☒ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他 ()	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生
	フリガナ氏名	カノ さくら 甲野 さくら	() 歳
	住所	☒ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他 ()	平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日生
	フリガナ氏名	カノ 隼 甲野 隼	() 歳
	住所	☐ 申立人と同居 / ☐ 相手方と同居 ☐ その他 ()	平成 年 月 日生

(注) 太枠の中だけ記入してください。未成年の子は、付随申立ての(1)、(2)又は(3)を選択したときのみ記入してください。□の部分は、該当するものにチェックしてください。

申立書の写しは相手方に送付されますので、あらかじめご了承ください。

裁判所から連絡がとれるように正確に記入してください。ご不明な点があれば、申立書を提出される裁判所にお問い合わせください。

養育費、財産分与や慰謝料を請求するときは、相手方に支払ってほしい金額を記入してください。金額がはっきりしないときは「相当額」を選択してください。

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

※ 申立ての趣旨は、当てはまる番号（1又は2、付随申立てについては(1)～(7)）を○で囲んでください。

□の部分は、該当するものにチェックしてください。

☆ 付随申立ての(6)を選択したときは、年金分割のための情報通知書の写しをとり、別紙として添付してください（その写しも相手方に送付されます。）。

申 立 て の 趣 旨	
円 満 調 整	関 係 解 消
※	※
1 申立人と相手方間の婚姻関係を円満に調整する。	① 申立人と相手方は離婚する。
2 申立人と相手方間の内縁関係を円満に調整する。	2 申立人と相手方は内縁関係を解消する。 (付随申立て)
	① 未成年の子の親権者を次のように定める。 については父 さくら、草 については母
	② (□申立人/☑相手方)と未成年の子が面会交流する時期、方法などにつき定める。
	③ (□申立人/☑相手方)は、未成年の子の養育費として、1人当たり毎月(☑金 〇 〇 〇 円 / □相当額)を支払う。
	④ 相手方は、申立人に財産分与として、 (□金 〇 〇 〇 円 / ☑相当額)を支払う。
	⑤ 相手方は、申立人に慰謝料として、 (☑金 〇 〇 〇 円 / □相当額)を支払う。
	⑥ 申立人と相手方との間の別紙年金分割のための情報通知書(☆)記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を、 (☑ 0.5 / □ (〇 〇 〇))と定める。
	(7)

申 立 て の 理 由	
同 居 ・ 別 居 の 時 期	
同居を始めた日… 昭和 〇〇 年 〇 月 〇〇 日	別居をした日… 昭和 〇〇 年 〇 月 〇〇 日
平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日	平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日
申 立 て の 動 機	
※ 当てはまる番号を○で囲み、そのうち最も重要と思うものに◎を付けてください。	
1 性格があわない	② 異 性 関 係
3 暴力をふるう	4 酒を飲みすぎる
5 性的不調和	6 浪 費 す る
7 病 気	8 精神的に虐待する
9 家族と折り合いが悪い	10 家族と折り合いが悪い
11 同居に応じない	⑨ 生活費を渡さない
12 生活費を渡さない	13 そ の 他

夫婦 (2/2)

情報通知書に記載されている住所を相手方に知られたくない事情がある場合は、その部分を覆い隠してコピーする方法により写しを作成してください。（原本はそのまま提出してください。）
また、情報通知書が複数ある場合は、申立書に添付する写しの表面右上に「別紙1」、「別紙2」…と番号を付してください。

夫婦が初めて同居をした日を記入してください

同居と別居を繰り返しているときは、一番最後の別居の日を記入してください

按分割合（分割割合）を上限で定めることを求めるときは、「□ 0.5」を選択してください。それ未満の割合を定めることを求めるときは、「□ ()」を選択し、() に具体的な按分割合を記入してください。

※ 連絡先等について非開示（住所等の記載された書面を見せたり、コピーさせたりしないようにすること）を希望するときは、下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入してください。（書類の提出に当たっては、「裁判所に書類を提出される方へ（申立人用）又は（相手方用）」をご覧ください。）

平成 年（家 ）第

号（期日通知等に書かれた事件番号を書いてください。）

連絡先等の届出書

（該当するものにチェックをしてください。）

1 書面の送付場所

標記の事件について、書面は次の場所に送付してください。

☐ 申立書記載の住所のとおり

☐ 下記の場所（A）

場所： _____

場所と本人との関係：☐住所 ☐就業場所（勤務先）

☐その他 _____

2 平日昼間の連絡先

携帯電話番号（B）： _____

固定電話番号（☐自宅/☐勤務先）（C）： _____

☐ どちらに連絡があってもよい。

☐ できる限り、☐携帯電話/☐固定電話への連絡を希望する。

平成 年 月 日

☐申立人/☐相手方 氏名： _____ 印

※ 以下の欄は、非開示の希望がない場合は記入不要です。

本書面記載内容うち、下欄により非開示とすることを求めたもの（A, B, C）については、原則として開示しない取扱いとなります。

他の提出書面に非開示の希望を出した住所等を記載しないように注意してください。

非開示の希望に関する申出書

安全確保のため、上記届出の（☐A ☐B ☐C）を、非開示とすることを希望します。

平成 年 月 日

☐申立人/☐相手方 氏名： _____ 印

※ 連絡先等について非開示（住所等の記載された書面を見せたり、コピーさせたりしないようにすること）を希望するときは、下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入してください。（書類の提出に当たっては、「裁判所に書類を提出される方へ（申立人用）又は（相手方用）」をご覧ください。）

平成 年（家 ）第

号（期日通知等にかかれた事件番号を書いてください。）

連絡先等の届出書

（該当するものにチェックをしてください。）

1 書面の送付場所

標記の事件について、書面は次の場所に送付してください。

☐ 申立書記載の住所のとおり

☒ 下記の場所（A）

場所： 金沢市丸の内▲番▲号

場所と本人との関係：☒住所 ☐就業場所（勤務先）

☐その他

2 平日昼間の連絡先

携帯電話番号（B）： 090-1234-5678

固定電話番号（☒自宅/☐勤務先）（C）： 076-987-6543

☒ どちらに連絡があってもよい。

☐ できる限り、☐携帯電話/☐固定電話への連絡を希望する。

平成24年 9月1日

☒申立人/☐相手方 氏名： 兼 六 花 子 (印)

※ 以下の欄は、非開示の希望がない場合は記入不要です。

本書面記載内容うち、下欄により非開示とすることを求めたもの（A, B, C）については、原則として開示しない取扱いとなります。

他の提出書面に非開示の希望を出した住所等を記載しないように注意してください。

非開示の希望に関する申出書

安全確保のため、上記届出の（☒A ☐B ☒C）を、非開示とすることを希望します。

平成24年 9月1日

☒申立人/☐相手方 氏名： 兼 六 花 子 (印)

書式3

(夫婦関係)

事情說明書

[illegible]

□ その他()

.....

.....

.....

.....

=====

この書面は、相手方から申請があれば閲覧謄写（見せたり、コピーさせたりすること）される可能性があります。

4 未成年のお子さんがおられる方は、これまでのいきさつを踏まえ、下記事項について、現在、あなたが考えていることを簡単にお書きください。

(1) 子どもの親権者については

.....

(2) 子どもとの面会交流については

.....

.....

(3) 養育費については

.....

5 次の事項についてお書きください。

	申 立 人				相 手 方			
職 業 等	職業 _____ 最終学歴 _____ [] □ 卒業 □ 中退				職業 _____ 最終学歴 _____ [] □ 卒業 □ 中退			
月収や賞与 (ボーナス)など ※税込で記入	年収 約 _____ 万円 内訳 月収 約 _____ 万円 賞与 年 _____ 回・計 _____ 万 (月 _____ 万円, 月 _____ 万円, その他 _____ 万円)				年収 約 _____ 万円 内訳 月収 約 _____ 万円 賞与 年 _____ 回・計 _____ 万 (月 _____ 万円, 月 _____ 万円, その他 _____ 万円)			
その他の 財 産	☐ 土地 ☐ 建物 ☐ 預貯金 約 _____ 万円 ☐ 負債 ☐ 住宅ローン 約 _____ 万円 ☐ その他 約 _____ 万円 ☐ その他 []				☐ 土地 ☐ 建物 ☐ 預貯金 約 _____ 万円 ☐ 負債 ☐ 住宅ローン 約 _____ 万円 ☐ その他 約 _____ 万円 ☐ その他 []			
親族や公的 機関からの 援助の有無	(具体的に)				(具体的に)			
住居の状況	☐ 自宅 ☐ 実家 ☐ 賃借 [家賃 月額 _____ 円] ☐ その他 []				☐ 自宅 ☐ 実家 ☐ 賃借 [家賃 月額 _____ 円] ☐ その他 []			
現在同居 している 家族	氏 名	歳	続柄	職業・学年	氏 名	歳	続柄	職業・学年

進行連絡メモ（申立人）

この書面は、調停を進めるための参考として、裁判所のみが使用します。
当てはまる事項にチェックまたは○印をし(複数回答可)、空欄には自由に記載して、申立ての際に提出してください。

あなた(申立人)についておきします。

☐ あなたの職業(勤務先)を教えてください。

職業 _____ 勤務先 _____ 電話番号 () _____

☐ どうしても調停期日を避けてほしい日などがありましたらお書きください。 ※ 調停期日は平日のみです。

日にち () (理由: _____)

曜日・時間帯 ※ あなたが避けてほしい曜日・時間帯を○で囲んでください。

月		火		水		木		金	
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後

(理由: _____)

相手方についておきします。

☐ 相手方の職業(勤務先)が分かりましたらお書きください。

職業 _____ 勤務先 _____ 電話番号 () _____

☐ 相手方が調停期日に差し支えのある日などがありましたらお書きください。 ※ 調停期日は平日のみです。

日にち () (理由: _____)

曜日・時間帯 ※ 相手方が差し支えのある曜日・時間帯を○で囲んでください。

月		火		水		木		金	
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後

(理由: _____)

調停を進める上で、裁判所への要望があれば書いてください。

この申立てをする前に相手方と話し合ったことがありますか。

☐ ある。(そのときの相手方の態度について、チェックをしてください。)

☐ 感情的で話し合えなかった。	☐ 冷静であったが、話し合いはまとまらなかった。
☐ 態度がはっきりしなかった。	☐ その他()

☐ ない。(その理由について、チェックをしてください。)

☐ 話し合いに全く応じないから。	☐ 話し合っても無駄だと思ったから。
☐ その他()	

この申立てをするのを相手方に伝えましたか。

☐ 伝えた。(相手方の反応: _____)

☐ まだ伝えていないが、伝えるつもりである。

☐ 伝えるつもりはない。(理由: _____)

相手方に暴力の心配がありますか。

☐ 暴力の心配はない。

☐ 暴力の心配がある。

以下は、暴力の心配がある方のみ記入してください。

1 これまでに、相手方の暴力で治療を受けたことがありますか。

☐ ある。(平成 年 月 ころ) ☐ ない。

(けがの種類 ☐骨折 ☐打撲 ☐あざができた ☐その他())

(けがの程度 ☐入院 ☐通院 ☐その他())

2 配偶者暴力に関する保護命令の申立てをしましたか。

☐ はい → 保護命令は出ましたか。 { ☐ はい (保護命令決定書の謄本のコピーを提出してください)

☐ いいえ { ☐ いいえ

3 相手方が刑事事件を起こしたことがありますか。

☐ ある。 ☐ ない。

(事件の内容 ☐傷害 ☐その他())

4 調停時の相手方について

☐ 申立人と顔を合わせなければ暴力を振るうおそれはない。

☐ 裁判所職員や第三者がいる場所でも暴力を振るうおそれがある。

☐ 裁判所への行き帰りに待ち伏せされるおそれがある。

☐ 裁判所に刃物等の凶器を持ってくるおそれがある。

☐ 次のものを携えてくるおそれがある。

(☐薬物 ☐アルコール ☐その他())

現在治療中の病気があれば、書いてください。

☐ 申立人 (病名: _____)

☐ 相手方 (病名: _____)

☐ 子ども (名前: _____ 病名: _____)

裁判所に書面を提出される方へ（申立人用）

金沢家庭裁判所調停係

裁判所に書面を提出される場合には、以下の点にご留意願います。

1 申立書の写しの送付・提出書面の開示について

- (1) 法律の定めにより、あなたが提出された申立書の写しを相手方に送付します。
そのため、申立書は、相手方に読まれることを前提としてお書きください。

※「申立書の写し」は、相手方の人数分提出することとなっています。

- (2) 裁判所に提出する書面には、あなたの主張、言い分、意見や希望などをまとめた「主張書面」やあなたの主張や言い分を裏付ける「資料」があります。あなたから提出される「主張書面」や「資料」については、**相手方からの希望があると、相手方にお見せしたり（「閲覧」と言います。）、コピーを認める（「謄写」と言います。）**こともありますので、ご注意ください。

※ もし主張書面に、相手方の人格を非難したり、感情的に相手方を攻撃したりするような内容などを書かれると、かえって調停が円滑に進まなくなる可能性があります。

2 提出書面の作成方法について

<主張書面>

- (1) A4サイズ（この書面のサイズです。）の用紙を縦に使用してください。
(2) 綴じしろとして左端より3センチメートル以上あけ、横書きに書いてください。
(3) 必ず①裁判所名、②事件番号（平成〇〇年（家イ）第〇〇〇号）又は（平成〇〇年（家）第〇〇〇号）、③作成年月日を記載の上、署名押印をしてください。

<資 料>

資料の現物は、お手元で保管して、それをコピーしたものを提出してください。

相手方に見られたくない部分がある場合



「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」をご覧ください。

情報の非開示を求める場合の取扱いについて

あなたが、家庭裁判所に提出する書面に記載されている情報を、反対当事者に対して非開示（見せたり、コピーしたりさせないこと）とするよう求める場合は、以下の取扱いによってください。

A

反対当事者からの暴力等があり、住所及び住所に関連する情報（職業、職場、学校名等）を反対当事者に知らせたくないときはどうすればいいですか。

安全の確保等の必要から申し出があった場合には、住所等を原則的に非開示とします。
次の方法によって住居等が相手に知られないようにしてください。

連絡先等の届出書の提出

→「連絡先等の届出書」（記載例参照）を用いて住居等を届け出た上、非開示の希望がある場合には、この届出書下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。申立書には秘匿希望の住所等は書かないでください。

書面の提出

→ 主張書面や資料（源泉徴収票、診断書、陳述書等）を提出するときは、住所等の部分をマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で提出してください。

B

裁判所に提出する書面（主張書面及び資料）に、上記A以外にも相手には知らせたくない情報が含まれているときはどうすればいいですか。

該当部分が見えないようにマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で書面を提出してください。

※ この場合、マスキングされた部分は、家庭裁判所にも知らされない（提出されない）ので、家庭裁判所の判断の基礎とはなりません。

C

反対当事者には見せたくないけれども、家庭裁判所には提出して判断の基礎としてほしい書面があるときはどうすればいいですか。

「非開示の希望に関する申出書」（記載例参照）に、非開示を求める部分と理由を明記し、提出資料をステープラ（ホチキス）で留めて一体化した上で提出してください。また、蛍光ペンでマークしたり、ラインを引いたりして非開示を求める部分を特定してください。

注意！ あなたが、「非開示の希望に関する申出書」を提出した場合も、反対当事者等から閲覧謄写の請求があったときには、裁判官が認めるべきか否かを判断しますので、請求が認められたときは、非開示を求めた部分についても閲覧謄写されることになります。

※ 連絡先等について非開示（住所等の記載された書面を見せたり、コピーさせたりしないようにすること）を希望するときは、下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入してください。（書類の提出に当たっては、「裁判所に書類を提出される方へ（申立人用）又は（相手方用）」をご覧ください。）

平成 年（家 ）第

号（期日通知等に書かれた事件番号を書いてください。）

連絡先等の届出書

（該当するものにチェックをしてください。）

1 書面の送付場所

標記の事件について、書面は次の場所に送付してください。

☐ 申立書記載の住所のとおり

☒ 下記の場所（A）

場所： 金沢市丸の内▲番▲号

場所と本人との関係：☒住所 ☐就業場所（勤務先）

☐その他

2 平日昼間の連絡先

携帯電話番号（B）：090-1234-5678

固定電話番号（☒自宅/☐勤務先）（C）：076-987-6543

☒ どちらに連絡があってもよい。

☐ できる限り、☐携帯電話/☐固定電話への連絡を希望する。

平成24年 9月1日

☒申立人/☐相手方 氏名：兼 六 花 子 印

※ 以下の欄は、非開示の希望がない場合は記入不要です。

本書面記載内容うち、下欄により非開示とすることを求めたもの（A、B、C）については、原則として開示しない取扱いとなります。
他の提出書面に非開示の希望を出した住所等を記載しないように注意してください。

非開示の希望に関する申出書

安全確保のため、上記届出の（☒A ☐B ☒C）を、非開示とすることを希望します。

平成24年 9月1日

☒申立人/☐相手方 氏名：兼 六 花 子 印

平成24年（家イ）第000号

非開示の希望に関する申出書

別添書面（陳述書）について、下記のとおり非開示とすることを希望します。

平成24年 9月1日

☒申立人 ☐相手方

氏名 兼 六 花 子 印

記

非開示を希望する部分及び非開示を希望する理由 ※ 理由は、下のア～オのどれに当たるかと具体的事情を記してください。	
☐ 書面の全部	理由（ア、イ、ウ、エ、オ） 事情
☒ 書面の一部（以下の部分）	
1 2ページの1の(2)	
理由（ア、イ、ウ、エ、オ）	
事情	子らが相手方のことを怖れているため、子らの気持ちが相手方に伝わることは避ける必要がある。
2 5ページ10行目（申立人の知人の名前）	
理由（ア、イ、ウ、エ、オ）	
事情	相手方は、申立人が当該知人と異性関係があったと思い込んでおり、同人の名前が伝わると迷惑が掛かるおそれがある。
3	
理由（ア、イ、ウ、エ、オ）	
事情	

非開示を希望する理由

- ア 未成年者の利益を害するおそれがある。
- イ 当事者又は第三者の私生活や業務の平穏を害するおそれがある。
- ウ 当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくは名誉を著しく害するおそれがある。
- エ 事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして、閲覧、謄写等を許可することとを不適当とする特別の事情がある。
- オ その他

家事調停のしおり

(夫婦関係調整)

金沢家庭裁判所

家庭裁判所の調停(家事調停)とは？

夫婦、親子、親族などの間のもめ事について、裁判官と調停委員が間に入り、非公開の場で、それぞれから言い分をよく聴きながら、話し合いによって適切で妥当な解決を目指す手続です。

公開の法廷で証拠を出し合って争う裁判(訴訟)とは異なります。

調停のすすめ方

- * 調停は平日で、おおむね1回2時間程度です。
- * 当日は、調停委員が中立の立場で、それぞれから話をうかがいます。原則として、話は別々にうかがい、一方の意見を他方に伝える形で交互に進めますが、調停の成立時や期日の終了時等、必要に応じて同席いただく場合もあります。
- * 調停委員には秘密を守る義務がありますので、調停の内容が当事者以外の外部に漏れることは一切ありません。安心してお話しください。
- * 調停の結果、話がまとまった場合は調停成立となり、合意ができた内容を記載した調停調書が作成されます。調停調書に記載された内容は、裁判の判決と同じ効力を持ちます。
話がまとまらない場合は調停不成立となり、手続は終了します。

(お願い)

- * 調停を続けるときは、次回の日時を決めてその日の調停を終わりにします。次回調停はだいたい1か月から1か月半ほど先になりますので、1回の調停を有効に使っていただき、決められた期日には欠席・変更のないようご協力ください。また、調停当日には、1か月から2か月先の予定が分かる手帳などをお持ちください。
- * あらかじめ家庭裁判所に伝えたい事情がある場合は、電話ではなく、できるだけ書面に書いて調停期日前に提出してください。
- * 書面を提出するときは、「裁判所に書面を提出される方へ」をご覧ください。あなたが裁判所に提出された書面は、反対当事者が閲覧・謄写をする可能性があります。そのため書面の中に反対当事者（あなたが申立人なら相手方、あなたが相手方なら申立人）に知られたくない部分（例えば給料明細書の勤務先など）がある場合の取扱いは、「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」に書かれていますので、これをお読みください。
- * 調停にお子さんをお連れになることは控えてください。やむを得ないときは、調停の間、お子さんの面倒をみていただける方を同伴するようお願いします。
- * 調停においては録音が禁止されていますので、録音機の持ち込みはご遠慮ください。

参 考

※ 調停は離婚のみを目的とするものではありませんが、もし円満な解決が困難となり、離婚を考えることになった場合に参考にしてください。

○ 離婚には主に次の方法があります

協議離婚

夫婦は、お互いに話し合って離婚することに合意した場合は、市役所や町役場に離婚届出書を提出することによって、離婚することができます。

調停離婚

夫婦間で協議がまとまらないとき、家庭裁判所で調停をし、合意に至り、そのことが調停調書に記載されたときに離婚が成立します。

裁判離婚

調停でも解決できない場合、改めて「人事訴訟」という離婚請求の裁判を起こすことができます。ただし、離婚請求が認められるためには、法律で決められている離婚原因のあることが必要です。

※ 親権者の指定

父母には、未成年の子を一人前の成人となるように監護教育し、子の財産を管理する権利義務があります。

申立人と相手方の間に、未成年の子がある場合には、離婚と同時に親権者を決めなければなりません。

○ 離婚時におけるその他の付随事項

調停において、離婚に付随して、夫婦の財産関係を清算したり（財産分与）、慰謝料の取り決めをしたり、子の養育費・子との面会交流の取り決めをすることもできます。（なお、これらについては、離婚した後、家庭裁判所に調停や審判、訴訟等の申立てをすることもできますが、財産分与や慰謝料については、離婚から一定期間が過ぎると請求できなくなることがありますので、注意が必要です。）

財産分与	夫婦が婚姻中に協力して蓄積した財産がある場合には、離婚をするときにその清算を求めることができます。
養育費	父母は、未成年の子に対して、自分の生活と同じ程度の生活レベルを確保してあげる必要があります。そのため、離婚後、子を育てる親は、子にかかる養育費を他方の親に対して請求することができます。
面会交流	別居や離婚によって、子と一緒に住めなかったり、子に会えない親は、子と定期的に会ったり、子との交流や接触を他方の親に求めることができます。子の福祉によく配慮して取り決める必要があります。
慰謝料	離婚に伴う精神的苦痛を償うための損害賠償請求です。

○ 離婚が成立するまで

婚姻費用の分担

夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して婚姻から生じる費用を分担することとされています。別居中であっても婚姻費用の分担を他方に求めることができます。

法律相談等を行う公的機関

1 法テラス石川 金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内

（資力の乏しい方については、一定の要件のもとに弁護士による無料法律相談や、弁護士費用の立替を受けることができます。） 電話受付時間 平日 午前9時～午後5時

2 法テラスコールセンター 0570-078374

（法的なトラブルの解消に役立つ情報の提供及び各相談窓口の案内を無料で行っています。）
受付時間 平日：午前9時～午後9時 土曜：午前9時～午後5時

未成年の子のいる方へ



1 夫婦が離れて暮らす場合の子の監護について

夫婦が別居や離婚によって離れて暮らすこととなったときには、子をどちらが監護するか、子と一緒に暮らしていない親と子との面会交流、子の監護費用の分担などについて、調停で話し合うことができます。家庭裁判所は、これらのことについて調停をする際には、子の利益を最も優先した解決が図られるように調停を進めます。

2 面会交流とは

夫婦が離れて暮らすことになってからも、一緒に暮らしていない親と子が定期的、継続的に交流を保つことを面会交流と言います。

面会交流がうまく行われていると、子は、どちらの親からも愛されているという安心感を得ることができると言われています。それは、夫婦はたとえ別居や離婚をしても、子にとってはともにかけがえのない存在であり、一緒に暮らしていない親との面会交流を行うことが子のすこやかな成長や幸せにつながると考えられるからです。

家庭裁判所では、子どもの福祉を害する特別な事情（子どもに対する身体的及び心理的虐待など）がない限り面会交流は実施されるべきと考えており、調停においては、子の利益を最も優先した面会交流の在り方について話し合うことができます。

3 監護費用の分担とは

監護費用は一般には養育費と言われているもので、子と別居している親も監護費用を分担することになります。調停においては、父母双方の生活や収入の状況等に応じて、監護費用の分担額が取り決められることになります。